２１あおもり未来チャレンジ助成金後継事業

**令和４年度事業募集**

**新事業展開等促進補助事業（新事業開発コース）**

創業や経営革新等に必要な新商品・新技術・新役務（サービス）の開発及び販路開拓などの新たな取組に対し、要する**経費の一部を補助**します。***（事業開始予定日：令和４年４月1日）***

**補助上限額**

**事業期間**

**補助率**

**事業類型**

**最長**

**２か年**

**※　令和4年４月1日から令和６年３月31日、または補助事業完了日のいずれか早い時期まで**

**300万円**

**１／２**

**通常枠**

**２／３**

**特別枠**

**①県重点推進分野枠**

**②*最低賃金枠（新設）***

■県内の創業（する）者、県内に事業所を有する中小企業者、ＮＰＯ法人、農事組合法人等

■中小企業者等と農林漁業者の連携体

**対象者**

**①新商品・新技術・新役務（サービス）の開発**

**②試作品の販路開拓**

**対象事業**

**詳細は裏面をご覧ください。**

**令和３年12月1日（水）～令和４年１月14日（金）**

**事業説明会を実施します。⇒詳細は、説明会・相談会案内チラシをご覧ください。**

**募集期間**

**スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| **事前審査** | 令和４年１月下旬～２月上旬実施予定 |
| **審査委員会審査**  **（プレゼン審査）** | 令和４年２月下旬 |
| **交付決定** | 令和４年４月１日予定 |
| **事業実施期間** | 令和４年４月1日から令和６年３月３１日（最長）まで |
|  | |

**応募方法はこちら**

下記（公財）21あおもり産業総合支援センターのHPから申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、期限までに提出先までご送付又はご持参ください。

（公財）２１あおもり産業総合支援センターホームページURL

**https://www.21aomori.or.jp/jyosei/**

**２１あおもり　補助金**　　で検索

**（公財)２１あおもり産業総合支援センター　総合支援課**

〒030-0801 青森市新町２丁目４－１ 青森県共同ビル７階

電話：０１７－７７７－４０６６　ＦＡＸ：０１７－７２１－２５１４

Ｅ-ｍａｉｌ：soudan@21aomori.or.jp

**申込先・**

**問合せ先**



**新商品・新技術・新役務（サービス）の開発　　／　試作品の販路開拓**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 要　　　　　件 | |
| 補助期間 | 最長２か年 | |
| 補助率 | **通常枠** | **１／２** |
| **特別枠：①県重点推進分野枠、②最低賃金枠** | **２／３** |
| 限度額 | **３００万円** | |
| 補助対象経費 | 専門家謝金、旅費（専門家、職員）会場借上料、通信運搬費、借損料（リース、レンタル料）、印刷製本費、資料購入費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、受講料、消耗品費、原材料費、備品費（汎用機器は除く。）、外注加工費、研究開発費、委託費、知財取得費（知財出願経費、技術導入費、先行技術調査費） | |

**補助事業・対象経費・限度額等**

**①特別枠（県重点推進分野枠）とは**

青森県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に関する以下事業に該当する事業を申請する場合が該当します。

|  |  |
| --- | --- |
| **①アグリ関連事業** | 〇本県の強みである食を更に伸ばし、生産性・収益性を向上させていく取組  　（農工ベストミックス型産業（農商工連携による商品開発等を含む）等） |
| **②ライフ関連事業** | 〇人口減少、少子化、高齢化の加速による社会変化、産業需要に対応する取組　　　　　　　　　　　　　　　　　（医療・健康福祉関連産業（医福工連携分野、サービス分野、プロダクト分野）、  生活関連サービス産業等） |
| **③グリーン関連事業** | 〇本県の強みであるエネルギーを生かし、関連産業を創出していく取組  　（再生可能エネルギー産業、環境関連産業、グリーン・モビリティ関連産業等） |
| **④知的財産活用事業** | 〇知的財産を活用した企業経営に資する取組 |
| **⑤その他経済を回す取組及び事業** | 〇国内外からの投資を呼び込み、域内循環を進める取組、新しい生活様式に対応した取組  （観光関連産業、物流関連産業、情報関連産業等） |

**今回新たに創設されました！**

**②特別枠（最低賃金枠）とは**

**最低賃金※で雇用している従業員が全従業員数の１０％以上いる県内中小企業者**であり、本対象事業に取り組もうとする場合が該当します。

※　最低賃金は、地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合は、金額が高い方を最低賃金としてみなします。

※　最低賃金枠での申請の場合は、従業員数、支払賃金を確認するため、賃金台帳、社員名簿（労働者名簿）等の従業員数を確認できる書類の提出が必須です。

〇10％要件を満たす従業員数の算出について（小数点以下を繰り上げ算出）

　（算出例）全従業員数２５人×１０％＝２．５人

⇒最低賃金雇用の人数が３人以上である場合に当枠での申請が可能です。※従業員数により算定人数が変わります。

**本事業実施による事業目標を必ず設定していただきます。**

**事業目標**

〇補助事業終了後の付加価値額※又は一人当たりの付加価値額の伸び率が３％以上であること。

〇補助事業終了後１年以内に給与支給総額年率平均１．５％以上増加すること。

〇補助事業終了後、３年以内に事業化すること。

※　付加価値額とは、製品の生産活動やサービスの提供活動を行うことにより、新たに加えられた価

値で、以下の算出によります。　　　　付加価値額　＝　営業利益　＋　人件費　＋　減価償却費